

自転車安全利用



五則

を守って事故防止!

2 車道は左側を通行

右側通行(逆走)をすると
車と正面衝突する危険がある...



道路の左側に、歩道の代わりに路側帯があるときは、そこを通行できます。



※白の実線2本で示された路側帯は通行できません。

4 安全ルールを守る

- ▶ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ▶ 夜間はライトを点灯
- ▶ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止!

夜間はライトを点灯し、反射材も活用!

自転車も飲酒運転は禁止!

罰則(酒酔い運転)→5年以下の懲役または100万円以下の罰金



5 子どもはヘルメットを着用



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

ただし、以下の場合は歩道を通ることができます。

- ①「歩道通行可」の標識や道路標示がある場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合



▲「歩道通行可」を示す標識(左)と道路標示(右)

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者のじゃまになりそうときは一時停止!



※歩道ではベル(警音器)をむやみに鳴らしてはいけません。

自転車が従わなければならない信号



●原則、車両用の信号に従う。



●歩行者・自転車専用信号機がある場合はその信号に従う。



●歩行者用信号機がある横断歩道を通行する場合はその信号に従う。

※自転車を運転する13歳未満の子どもや、補助いすなどで自転車に乗る6歳未満の子どもにヘルメットを着用させるよう努めることは、保護者の義務です。

子ども以外の人も安全のために着用しましょう

©2017 PCMT ●このチラシの複製・頒布・転載・印刷を禁じます。(インターネット上の複製を許す) ©印刷110710293

さいたま市セーフコミュニティ自転車の安全対策委員会
【問合せ】さいたま市総務局危機管理部危機管理課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL: 048-829-1125 FAX: 048-829-1936
E-mail: kiki-kanri@city.saitama.lg.jp

このチラシは2,000部作成し、1部あたりの印刷経費は15円です。



さいたま市

反射材とライトで 目立とう！夜の自転車

自転車の死亡事故の約4割は夜間に発生…

自転車からは車のライトは明るく見えますが…

車のドライバーからは、
自転車が
よく見えていません！



- 夜間の自転車事故の多くは交差点での出会い頭事故ですが、横からくる車のドライバーから自転車がよく見えていないことが原因の一つです。



反射材をつけていると、
車のライトを反射して
よく目立ちます！



- 自転車の側面に反射材を多めに取りつけ、横からくる車のドライバーに自転車の存在をアピールしましょう。

++ 反射材の取り付け位置の例 ++



※特に黒っぽい服装をしていると見落とされやすいため、できるだけ明るい色の服装をすることも大切です。

必ずライトを点灯しましょう！

- 自転車のライトは、自分の視界を確保するためだけではなく、他車(者)から発見されやすくするためのものでもあります。
- 無灯火の自転車は、車のドライバーや歩行者から見えにくく、非常に危険です。
- 罰則…5万円以下の罰金、過失同じ



POINT ●このチラシの裏面内側の自転車用・歩行者用を参考に、インターネット上の情報を活用

©権利0671025G

さいたま市はセーフコミュニティに取り組んでいます！

セーフコミュニティとは……事故やケガを予防するため、市民団体や企業、警察、市などネットワークを作り、データ(根拠)に基づいた取り組みを行い安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていくことです。

